

**重要**

## 法改正により 製造所の記載が必要となりました

平成 28 年 4 月 1 日より、製造所名（法人名、または個人の場合は個人名）、製造所住所の表示が義務づけられました。

これまで…

品 名：レギュラーコーヒー（粉）  
原材料名：コーヒー豆（生豆原産国：〇〇他）  
内 容 量：〇 g  
賞味期限：別途記載  
挽 き 方：中細挽き  
保存方法：高温多湿を避け…  
販 売 者：ニコノス株式会社 (NC)  
大阪市都島区都島中通 2-22-15

製造所固有記号で、製造者を代用

これから…

品 名：レギュラーコーヒー（粉）  
原材料名：コーヒー豆（生豆原産国：〇〇他）  
内 容 量：〇 g  
賞味期限：別途記載  
挽 き 方：中細挽き  
保存方法：高温多湿を避け…  
販 売 者：ニコノス株式会社 (NC)  
大阪市都島区都島中通 2-22-15  
製 造 者：〇×加工株式会社  
大阪府〇〇市××…

同一製品を 1 か所で製造する場合は  
製造所固有記号が不要

製造者の表示が義務化

経過措置期間として、加工食品は平成 32 年 4 月 1 日まで猶予がございます。  
次回ロット製造をご検討中のお客様や、デザイン変更をご検討の際は、  
販売者表記の変更につきましても併せてご検討願います。

製造者に表記する内容は、各担当へお問合せ願います。

※ この法改定によって改版される際の版代につきましてはお客様にご負担いただいております。  
何卒ご理解とご了承のほどお願い申し上げます。

### [ お問合せ ] ニコノス株式会社

WEB 事業部

TEL : 06-6922-4589

mail : info@niconos.co.jp

大阪営業所

TEL : 06-6924-0348

mail : info@niconos.co.jp